

評価(ABCD)

C

- 偿还(还款): $x_1, x_2, \dots$

唐文公のやり方。
320号α引用の段階
で、同条が個別に記
述の能力を有する
点2-3:と述べる
と良いと思います。

6

10

- ・要は重宝の
程之を12 goodで9.
・7=7とし、(i)(ii)の重宝
が在りてを推して93:
1=112212載して1212
7=118と216:7=7:9

5

15

(1) ①

2. 12月13日付の文書
 は、要領書史の3の
 1の修正に於て、
 1の修正は3の修正と
 1の修正は2の修正と
 修正内容の重要性が
 問題となる場合は、
 1の修正がどのように
 修正するかを決定する
 こととする。2. 12月13日
 付の文書は、3の修正
 は、Xの修正内容の
 重要性は問題としない。

20

25

(2) 

1 ページ

高等司法研究科

任せてくれ。報酉州の方もよろしく」と伝えている。

このことから、YはXの提案に承諾したことが推認され、かかる事実から共謀も推認できる。 立証

もっとも、実際にYの準備が万端であること、~~Yが~~

~~確実にやることからして~~ 報酉州が支払われたことに

ついては、その内容の真実性は問題にならない。

(3) したがって、「供述」に該当するしない。⑨は「供述」に該当し、⑩は「供述」に該当しない。

よって、⑩は証拠能力が認められる。

4. それでは、⑨について伝聞例外に該当し、証拠能力が認められないか。

(1) 本件供述⑨は「被告人以外の者の」「公判期日における供述と被告人の供述とその内容とするもの」である(324条)

~~(2) 任意にされたものであると認めるとき(322条2項)に~~

~~あたるか。~~

~~系有~~ そして、Aは公判廷で偽証罪による威嚇、裁判官毎供述態度の確証、反対尋問などを経てうえて証言しているため「特に信用すべき状況の下にされたもの」(322条)といえる。 問題とされているのは、事件前夜のAの発言に関する特信 状況は??

したがって、例外的に⑨についても伝聞例外により証拠能力が認められる。

5. 以上により、Aの発言に証拠能力は認められる。

(23)

以上

まとめ

・伝聞法則、証拠価値についてはよく理解されていると思います。

・訂正事実と、主要事実を推認する事実として捉えている点は、非常に良いと思います。

・証拠による事実の立証と、事実から事実の推認についての理解が十分なので、復習しよう。

・供述内容の真実性が問題となる場合は、供述証拠から要証事実をどのように立証するかによって決まってくる。についておさえておいていければと思います。

本件では、Aの供述が過去のX、Yの供述が問題となるので、証拠価値過程について

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。 検討が必要があります。

・本問では、「Xの軽率な言動・計画」を要証事実とし、それを推認させる場合についても問われておらず

高等司法研究科

など、どのような立証過程があるのかもおさえておいて下さい。

八木 康友

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

評価(ABCD)

B

1. Aの証言の証拠能力が認めらるためには、①自然的関連性があること、②法律的関連性があること、③証拠禁止にあたるか、この3つが必要である。このうち、Aの証言は共謀があつたことを証明するための最低限度の関連性は有するといえるので、①は満たす。

2. (1) では、② 法律的関連性を有するといえるか。Aの証言は、刑事訴訟法320条1項の「公判期日外における他の者の供述を内容とする供述」に当たり、伝聞証拠であるとして、証拠能力を有して排除されるのではない。

(2) ここで、伝聞証拠が排除される趣旨は、供述証拠は、人の知覚・記憶・表現・叙述というプロセスを経て公判廷に提出されるが、人のそのような心理過程を経る以上、誤りが生じる可能性があり、その誤りの内容・程度を反対尋問により把握することが必要であるといふ。そのような反対尋問を経ないで提出される供述証拠を証拠とすることは、事実の判断を誤らせる可能性があるからである。

このような趣旨からすると、反対尋問による公判外における供述の存在と自体を立証する場合に用いるのと、反対尋問によるチェックが必要のない形で供述を用いる場合には、その供述を証拠から排除する必要はない。

すなわち、供述証拠が伝聞証拠であるか否かは、要証事実との関係で相対的に決せられる。

(3) では、Aの証言の要証事実とは何か。これには、共謀における合意の存在と自体と、合意の内容の2つが考えらる。以下、順に検討する。

(4) 合意の存在が要証事実の場合について。この場合には、反対尋問によるチェックは必要がない。なぜなら、問題となる

← 伝聞証拠は、伝聞の伝聞性により、その内容の正確性を担保することが困難である。そのため、公判廷外に於ける供述の伝聞性を排除する必要がある。

← 公判廷外に於ける伝聞の伝聞性を排除する必要がある。伝聞の伝聞性を排除する必要がある。伝聞の伝聞性を排除する必要がある。

は、合意があったということ、すなわち X の「めかつなく頼むぞ」という言葉と、Y の「確実にやるから任せてくれ」という言葉があったこと自体であり、その内容は問題とならないからである。また、本当にそのような言葉があったのかどうかは A に対する反対尋問でチェックすればよい。

よう、要証事実が合意の存在それ自体である場合は、A の証言は伝聞証拠にあらず、④ 法的関連性が認められ、⑤ 合意の内容が要証事実であった場合。この場合には、X と Y が交わした言葉の内容それ自体が要証事実となり、伝聞証拠にあたるとも考えられる。

しかし、X が Y に対して告げた「いよいよ明日、V 殺害を執行する。俺が V の気配りをつけておくから後ろかう金槌で頭をやてくれ」という言葉は、~~X の認知・記憶~~ X の心理を述べているものであるので、X の認知・記憶というプロセスを経ている。

い。さらに、X の表現・叙述というプロセスは、その言葉が発せられた前後の状況から推察でき、それには A の反対尋問を行うことで十分であると考えられる。

また、X の心理の内容を立証するには、心理を言葉に表したときに近くで聞いていたものの証言が有知であるのに、これを伝聞証拠として排除することは、合理的でない。

X が嘘をつく可能性もあるが、それは他の証言についても同じであるし、本件については A はたまたま会話を耳にしただけであるので、その可能性も低いといえる。

したがって、X の言葉の内容を証拠として用いることは可能である。

他方、Y が X に対して言った、「準備は万端だ。確実にやるから任せてくれ」という言葉には、Y が X の言葉を認知し、記憶してから表現・叙述しているのに、認知と記憶による過誤がないか、すなわち X の計画をきちんと認識していたかをチェックする必要があり、伝聞証拠に当たるといえる。

しかし、共謀の内容は、関わった者の心理の内容に当たり、

伝聞ではない要証事実、X の認知と記憶を以て。

要は要証事実の認知と記憶が伝聞の要件を満たしている。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

評価(ABCD)

前述の通り、心理の内容を立証するには、心理を言葉で表したときに近くで聞いていた者の証言が最も有力であるのに、これを伝聞証拠に当たるとして一概に排除するのは妥当でない。

したがって、YがXとの計画の内容を正しく認識していたと他の証拠により立証された場合には、Aの証言を、Yの言葉の内容を立証するために用いることができる。と解される。

以上より、共謀の合意の内容が要証事実である場合には、他の証拠により、Yが計画を正しく認識していたと立証されたときに限り、Aの証言は④法律的相关性を有する。

3. 以上より、合意の存在が要証事実である場合には、Aの証言は③証拠能力に当たらない限り、証拠能力を有し、合意の内容が要証事実である場合には、他の証拠によりYが計画を正しく認識していたことと、③証拠能力に当たらないことを条件として、証拠能力を有する。

以上。

34

34

よくできています。

伝聞法則、要証事実の存在、伝聞証拠は当然に心理伝達の内容について、しっかり理解されていると思います。

ただし、供述から共謀を立証する際の要証事実の設定についての整理が不十分であるように思われますので、その点、出題趣旨を踏まえて復習していただければと思います。

八木 康友

3 ページ

裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑 許			

評価(ABCD)

B

I 要証事実その1

1 ~~A~~ Xの殺人被害事件の第3回公判期日におけるAの証言(以下「本件証言」といふ)に証拠能力は認められるか。
 本件証言から本件殺人事件についてXとYの間で共謀があったこと(以下「本件事実」という)を推認させる証拠構造として次のものがある。すなわち、Aが本件殺人事件の前日XとYの会話を聞いたこと、AがXの内縁の妻であること、
 事件前日の午後10時半頃、YがX宅を訪れていたこと、
 本件事実からXとYの間で共謀があったことが推認される。すなわち、この証拠構造との関係で本件証言は証拠能力を持つか。

2 (1) 証拠能力は自然的関連性、法律的関連性があり、証拠様式に適合していることに認められる。すなわち、

~~本件証言~~ 本件証言は、伝聞証拠に~~あて~~なるか。

(2) 伝聞証拠の趣旨は人の知覚、記憶、表現の過程には誤りが混入しやういことから、公判期日におけるその人の供述以外の証拠を~~解~~使用することと禁じる点にある。従って、伝聞証拠とはその人の知覚、記憶、表現の過程を経た~~供述~~であって、その内容の集束性が問題になるものという。

公判廷外において~~供述~~した内容が問題になるものという。

(3) 本件では、Aが本件殺人事件の前日にXとYの会話を聞いたことについて本件証言の要証事実と~~なる~~。Aは第3回公判期日において本件証言をしていて、その~~供述~~供述内容が、集束性の問題にならない。すなわち、Aが聞いた内容が事件の態様が一致するだけである。

3 およ、伝聞証拠にあてられず、~~供述~~その他に自然的

1 ページ

裏面へ

★ Xの供述という面には、2012年12月12日、重たな問題が生じた。
 ・ Aの供述という面には、2012年12月12日、公判廷内の供述である。
 → よって、非公開となる。

関連性があるから、証拠能力が認められる。

II ~~要証事実その2~~

1 本件事実の存在を立証する直接事実は、XとYがVの頭部を金槌で殴って殺すつもりでいたこと、である。

5 この要証事実との関係で、本件証言に証拠能力は認められるから、伝聞証拠にあたるかが問題になる。

2 (1) まず、~~本件証言のうち~~、~~Xの供述~~はどうか。

10 Xは、「のさは明日、V殺害を決定する」と述べ、俺がVの鼻を突きつけてから後から金槌で頭を殴ってくれ。わかりやすく殺してと述べている。

このXの発言は、Xが過去に知覚・記憶したことと表現しているわけではなく、Vの殺人の意思を述べた日のに過ぎないから、伝聞証拠にあたり、~~その発言が本件事実の立証に~~

4 (2) 又、Xが冗談か上記発言をしていることと主張されるが、その点もAに発言の様子を審問すればあるからである。

2 (3) また、伝聞証拠にあらず、自然的関連性があるから、証拠禁止に当たらないから、証拠能力が認められる。

3 (1) 次に、本件証言のうち、Yの証言はどうか。

25 Yは、「準備は万端だ」と述べている。これは、Xがこのおでこに金槌の準備をしたことと意味し、Yの知覚・記憶・表現の過程を経ているから、伝聞証拠にあたる。

30 (2) ~~また、324条~~として、Yは被害者であるから、Aは不利な証言をしていることから、~~刑事訴訟法~~ 321条1項3号の事件を認めず、証拠能力が認められる。

「証拠」について要確認。

「証拠」とは、お互いに相手も、被害者も、証拠を提出し、その証拠が必要である。

理由について記載し、はいと答える。心理的証拠の論議を要確認。

上記で考へた要は321条2項に照らす。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑訴			

評価(ABCD)

(3) 次に、「確かにあるか」を問う。報酬の市
 場と報酬の市とのYの発言は、Yが報酬の市
 の報酬・記帳・記録の過程を経た状態で
 なく、Yの精神状態を考慮した上であり、
 非信頼性がある。

←要は平気か
 ような人か。

(4) よう。この部分については、自然的関連性があり、
 証拠能力に及ぶべきものがある。証拠能力が
 あると認められる。

以上

32

まとめ

- ・ 信頼性、要証事実の認定方法、客観的な理解はできている。
- ・ 信頼性に及ぶ証拠の立証はよく出る論点であり、2つの立証方法について、
 両方ともに及ぶことが望ましい。要証事実②では、心理状態
 と証拠とに気が付く必要がある。
- ・ 「信頼」の客観的内容と、各人の犯罪との関係性について整理して及ぶ
 良いと思います。
- ・ よくできています。

12月 康友

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。